平成25年6月環境省地球環境局

1.事業の概要と目的

温室効果ガスの排出削減を進めるためには、再生可能エネルギーの導入を強力に推進する必要があります。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域や地点によって適合性が大きく異なることから、地域に適したものを導入する必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入拡大を加速化させるためには、あらゆる国民が再生可能エネルギーの導入に参画できる環境を整えることが非常に重要です。

そのため、本業務では、地域の住民が参画できる再生可能エネルギー事業の立ち上げを促進するため、学識経験者、民間企業、環境関係NPO等民間団体、地域住民、地方公共団体その他の関係行政機関等の関係者で構成する事業化協議会等(以下「協議会等」という。)の設置・運営支援や、各地で核となるコーディネーター等の育成、その他事業化に必要な専門的手法を支援することで、地域主導型再生可能エネルギー導入事業の事業化に向けた事例を収集することとしております。

また、これらの事例収集を通じて、地域の住民等が参画できる再生可能エネルギー導入事業の円滑な立ち上げのための事業化計画策定手法を確立することを目的としております。

2. 公募対象業務

公募の対象となる業務は、今年度中に協議会等を立ち上げ、再生可能エネルギーの事業化を検討していく業務であり、かつ以下の内容を基本として導入予定の再生可能エネルギー事業や地域の特性を踏まえた活動であるものを対象とします。

具体的には、再生可能エネルギー事業の内容の検討(ただし、再生可能エネルギーの種類及び事業場所は応募の際に定められている必要があります。)、発電量の算定、事業収入及び維持管理費、事業採算性の検討、事業性の評価、資金調達方法の検討等を行い、地域の合意形成を図った上で、事業化までのスケジュールを記載した事業化計画を策定いただきます。

(1)地方公共団体を含む地域の様々な関係者が参画する協議会等(協議会等が設置されていない場合は、協議会等の設置が確実で、構成団体等について内諾が得られていること。)が中心となって、対象業務を進めていただきます。なお、再生可能エネルギーの種類及び事業場所は特定されている必要があります。

本業務の受託者は協議会等の事務局を担っていただきます。また、地域の再生可能エネルギー事業推進の核となるコーディネーター2 名を協議会等から選出していただきます。なお、本業務におけるコーディネータ - とは、調整役の

<u>みならず、再生可能エネルギーの事業化に向けてリーダーシップを発揮し、検</u> <u>討を進める役割</u>も担っていただくものです。

協議会等の構成に関する基本的事項を、別紙に示しているので、参照してください。

(2)別途環境省が委託する「平成25年度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」の受託者を協議会に参画させ、制度、技術、財務等についての助言・指導や人材育成プログラムを受ける等、緊密に連携して事業を進めていただきます。

なお、上記受託者の協議会等への支援内容を、別紙に示しているので、参照 してください。

3.業務の年数等について

業務期間は原則3年間以内とします。

複数年度で業務を行う場合には、複数年度の時間を要する理由や計画作成のスケジュールを具体的に提示していただき、期間を要する必要性について御説明していただくこととなります。業務が中止することのないよう、スケジュール等の策定に当たっては十分御検討ください。また、業務の実施者は、毎年度業務達成目標をあらかじめ設定し、目標達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度2月頃に評価を行うこととし、継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の業務の実施を保証するものではありません。

4. 公募の条件

- (1)本業務の受託者は、法人格を有していることとします。
- (2)本業務の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を 行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則としま す。
- (3)委託業務は当該年度に行われる業務を原則とします。 複数年度の 業務として申請する場合においても毎年度契約を更新することとなります。
- (4)委託費は、1件当たり単年度500万円~1,000万円程度(平成25年度実施分)、8件程度を想定しています。
- (5)本業務の受託者は、業務実施地域に拠点を有することを原則とします。

5.審査の実施

本業務は以下のとおり審査を行い実施者を決定いたします。

(1)審査は、環境省及び外部有識者で構成する審査委員会において実施し、「平成25年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務の評価基準表」(別添1)に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、再生可能エネルギーの種類や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。(平成25年度地域主導型再

生可能エネルギー事業化検討委託業務の公募に係る提案書の審査及び採択 決定方法(別添2)参照)

(2)審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

6.応募に当たっての留意事項

受託者は、平成26年1月17日(金)までに業務実施結果について環境省へ報告書骨子を提示した上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。 なお、本業務は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

7.応募の方法について

(1)応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

- ・平成 25 年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務に関する 提案書(別添3)
- ・経費内訳書(別添4) 複数年度の業務として申請する場合は、別紙にて 各年度の業務計画に応じたものを作成してください。

(2)応募書類の提出方法について

提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信してください。

電子メールの送信先アドレス: chikyu-ondanka@env.go.jp あて先は、「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域主導型再 生可能エネルギー事業化検討委託業務担当」としてください。 メール件名(題名)と添付ファイル名は次のとおりとしてください。

- ・メール件名:「地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務応募」
- ・添付ファイル名:「(別添1又は2)申請者名(例: 株式会 社)」としてください。

添付ファイルの作成・保存に関する注意

・応募書類一式をダウンロードしたファイルに対応したアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信してください。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い(様式の一部欠損等)に関し、当方は責任を持ちません。電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式

<u>電」ファイルを作成するアプラテーフョブファイによる保存形式</u> <u>は、ワード2010以下及びエクセル2010以下のバージョン形式とし</u> <u>てください。</u>使用するフォントについては、一般的に用いられな いものを使用しないでください。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせずに、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。 特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除し、本業務の選定対象外とすることがあります。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。ダウンロードしたワード又はエクセルの様式を一太郎その他のソフトに変換して提出した場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付した場合は受理できませんので注意してください。

なお、当方のメールサーバーの制約から、メール容量が5MBを超える場合は受け取れないことがございます。ファイルの分割等により、添付ファイルを含むメール容量が5MB以下になるよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、1週間程度しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合せください(電話番号は下記参照)。

イ 電子メールが使用できない環境の場合(できる限り電子メールを御 使用ください)

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したCD-ROMと、印刷したものを1部同封の上、送付してください。

送付先の住所:〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 17 階

あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域主導型再生可能 エネルギー事業化検討委託業務担当」としてください。

電話番号: TEL 03-3581-3351(内線6780)

封筒等の表に、必ず、赤字で「提案書在中」と記してください。 電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合せください(電話番号は上記参照)。

提出いただいたファイル等について

提出いただいたファイル等は、返還しません。提出された提案書等は、 環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査 の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の 保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示 請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

応募書類の受付期間について

平成25年6月18日(火)~平成25年7月17日(水)17時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。応募状況に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

8. 事業の流れ(予定)

| 6月~7月 | 公募 |
|-------|---------|
| 7月 | 審査・採択 |
| 7月~ | 委託契約 |
| ~ 2月 | 業務実施 |
| 1月17日 | 報告書骨子提出 |
| 3月 | 報告書提出 |
| 4月末 | 精算・支払 |

(1)協議会等の構成に関する基本的事項

協議会等は業務計画期間(3年以内)に地域の再生可能エネルギーの具体的な事業化計画を策定し、これに基づき、実際に当該地域における再生可能エネルギーの導入に取り組むものとします。

また、協議会等は事業化の実現に必要となる地方公共団体(必須) 地元の企業やNPO、金融機関等、地域の各ステークホルダーを含む団体及び個人で組織するものとします。

その他、協議会等を構成するに当たり、重要と考える事項を以下に示します。

- ・協議会等を構成する各団体、個人の役割が明らかになっていることとします。
- ・協議会等が透明性、住民参加、意思決定の方法が明確であり、これらを含む 活動が透明性・継続性を有していることとします。
- ・自治体が事務局となる場合、専任の担当者を配置するなど、継続的関与が可能な体制となっていることとします。
- (2)「平成25年度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」 の受託者の協議会等への支援内容

「平成25年度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」の受託者の協議会等への支援内容を以下に示します。

協議会等に対する助言・指導、必要な情報の収集、整理、提供

各地に設置される協議会等の会合に参画し、協議会等事務局と密接に連携しながら、1)事業計画策定に必要となる法令や制度、技術、財務等に関する指導・助言、2)その際必要となる情報の収集、整理及び提供、3)協議会構成員以外の地域の市民、企業等の各界各層の理解を増進させるための取組についての指導・助言を行います。

協議会等を対象とした人材の育成

コーディネーターを育成するためのプログラムを企画・実施します。

具体的には、協議会等から選出されるコーディネータ - に対し、現地見学会(2名程度、1日、2回程度予定)や、有識者による講演及び参加者によるディスカッションを行う勉強会(2名程度、2日間、3回程度予定)を開催します。また、見学会及び勉強会の概要として、昨年度の実績を次に示します。

<現地見学会(平成24年度実績)>

- ・山梨県:山梨市(ペレット工場、ペレットボイラ、小水力発電所を見学)
- ・長野県:飯田市(薪ボイラ、排熱ヒートポンプ、太陽熱温水システム等を見学) 茅野市(小水力発電所を見学) 恵那市(薪ボイラを見学)
- < 勉強会(平成 24 年度実績) > 第1回

(第1日目)

- ・各協議会の事業紹介&自己紹介
- ・目指すべきコーディネーター・地域リーダー像に関する意見交換
- ・再生可能エネルギーに関する基礎知識
- ・地域における合意形成 : 合意形成の基礎

(第2日目)

- ・事業スキーム・ファイナンスの各種手法
- ・専門家を交えた WS(太陽光、小水力、バイオマスを対象)

第2回

(第1日目)

・地域における合意形成 : 合意形成上重視すべきこと等

(第2日目)

- ・太陽光発電事業に対する金融機関からの視点
- ・キャッシュフロー分析/市民出資の方法
- ・電力会社との協議方法

第3回

(第1日目)

- ・各協議会の事業計画の方向性に関する報告
- ・地域における合意形成 : 持続可能な組織・ネットワーク等

(第2日目)

- ・融資関連契約の考え方
- ・再生可能エネルギー事業に関する法務

現地見学会、勉強会参加のために要する費用(交通費、宿泊費)は平成25年 度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」の受託者より支給 されるので、経費内訳書(別添2)には計上しないこと。